

災害時の円滑な燃料供給に向けた課題

- 1.SS過疎地対策
- 2.災害協定と官公需の一体化

2025年12月19日
全国石油商業組合連合会

目次

- | | |
|---------------------|---------|
| 1. SS過疎地対策について | P.3~11 |
| 2. 災害協定と官公需の一体化について | P.12~18 |

1.SS過疎地対策について

1-①.年々悪化する過疎地SSの経営環境

●SS過疎地対策の先進事例として多く紹介される(株)大宮産業の場合

【事例紹介内容】

(10) 高知県四万十市大宮地区(株式会社大宮産業)

■ 経緯

2004年、JA出張所と併設されていた地区唯一のSSが翌年に撤退することになり、住民によりSSや日用品・食料品の販売を継続していくために委員会を設立しました。検討を重ねた結果、100名を超える住民が株主として計700万円を共同出資し、「株式会社大宮産業」を設立し、2006年5月にSSと店舗の運営を開始しました。

■ 主な取組内容・成果

- **需要の確保**: 地区住民の大半が給油を大宮産業のSSで行っています。また、農業が地域の基幹産業であるため、農業用の混合ガソリンの供給も重要な役割となっています。
- **多角化の取組**: 併設する店舗では、食品・日用品の他、農業資材や酒、たばこなどを販売しており、順次販売品目を増やしています。店舗への来訪が困難な高齢者には、配送および店舗までの送迎サービスを行い、買い物需要を増やしています。
- **担い手の確保**: 地元住民の役員とパートで運営しており、パートが交代で店舗での接客とSSの給油を行っているほか、地域おこし協力隊にも協力してもらっています。危険物取扱者資格の講習代等の費用は大宮産業が全額負担しています。



大宮産業(店舗)



大宮SS

出典：資源エネルギー庁「SS過疎地対策ハンドブック 第三版」

【現在の状況】

- ①一層進む人口減少＝過疎化(事業再開した20年前:人口340名⇒現在:180名)。
- ②販売数量の減少: 地域人口の減少に伴い、燃料油販売で事業継続ができるレベルではない。
(「大宮ライスセンター」を開設したことで経営は維持)
- ③労働者不足: **20年前の事業開始時のスタッフ(パート職員)が依然として勤務。人は変わらず20年歳を取った状態**であり、事業継続のために人材の新陳代謝は必須。
- ④行政への期待: **以前は地域おこし協力隊の方に手伝ってもらっていたが、長くても3年で期間が終了してしまう。近年では協力隊も各地で取り合いになっており、魅力的ではない地域には協力隊の成り手も来ない。**新たな担い手、人繰りを希望したい。

※地域の経年変化に対応しきれない状況が顕在化。抜本的な過疎対策等、自治体の協力は欠かせない。

1-②. SS過疎地事業者の経営維持に向けた支援ニーズ

1. SS過疎地で営業する組合員SSへのアンケート調査(2024年8月実施)

- ◆ 全国のSS過疎地(SS数1~3カ所)350市町村で運営する組合員のうち169SS(内、フルサービス151、セルフサービス14、未回答4)から回答

①必要な経営支援策について(複数回答可)

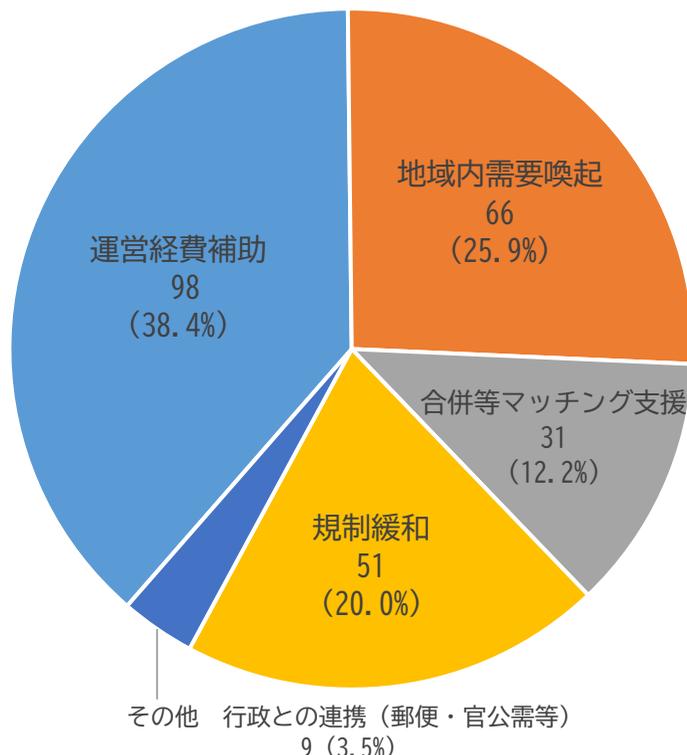
運営経費補助が最多。続いて地域内需要喚起(地域振興券の発行等)、規制緩和等

②輪番制について

25地区(26SS 約15%)から「希望する」との回答あり。具体的な案件として鳥取県日野町の2事業者の情報を公取委に提供。公取委からは2025年3月に「独禁法上の問題となるようなものではない」旨の報告があった。

【主な意見】

- 儲からないといつまでもこの問題は無くならない。ライフラインなので国や行政から補助が必要(運営経費補助)
- 人手不足を補えず、サービスの低下、減少、それにともない売上の減少という悪循環が生じている(運営経費補助)
- 設備の検査、例えば地下タンク漏洩検査、ローリー車漏洩検査、計量機検定等、検査等の頻度が多く、コストが掛かりすぎる。利益以上の出費で借入金返済に苦労するばかり。過疎で都市部に比べ販売量も少ないので、計量検定は頻度を下げてほしい。もしくは検定料等の補助がほしい(規制緩和/運営経費補助)
- 普通免許での2t(kl)車運転許可してもらいたい。
(2017年3月12日以降取得の普通免許は最大積載量2t未満で車両総重量が3.5t未満の車が運転可能 ⇒ 規制緩和)
※写真:2klローリー 出典:極東開発工業(株)カタログ
- 石油業界だけでは過疎地SSの継続は困難。公的な機能を有する施設である為、自治体が将来像を認識し、実現に向けた取組をすることが必要(その他)



1—③. SS過疎問題に関する今後の推進策について（提案）

①「地域燃料供給安定化計画」(仮称)の策定(法制化)

- SS過疎地等において、将来に渡って燃料供給の確保を図り、地域経済や地域住民の生活維持に資するため首長が「地域燃料供給安定化計画」(仮称)を策定し、それを国が認定し支援(規制緩和等を含む)を行う措置を法制化すべき

②具体的な支援策の拡充

- ランニングコスト支援(運営経費補助)
- 過疎債の利用可能範囲の周知(ソフト面)および拡大(ハード面)
- 規制緩和(計量法、道路交通法)

③輪番制の推進(独禁法の運用緩和、または制度改正)

- 公正取引委員会によるガイドラインの作成

④相談窓口の設置

- 国がSS過疎地問題に取り組む姿勢を示し、国と自治体との連携を円滑に行うため、自治体等が相談できる窓口の設置
…例:(一社)石油協会に「過疎SS対策センター(仮称)」を設置する等

⑤関係機関の連携の強化

- 経済産業省地方局、知事会、全国過疎地域連盟等との連携強化

1-④ 過当競争の影響を受ける過疎地SS(奈良県下市町・川上村)

ならコープ下市町SSと 廉売店の位置関係

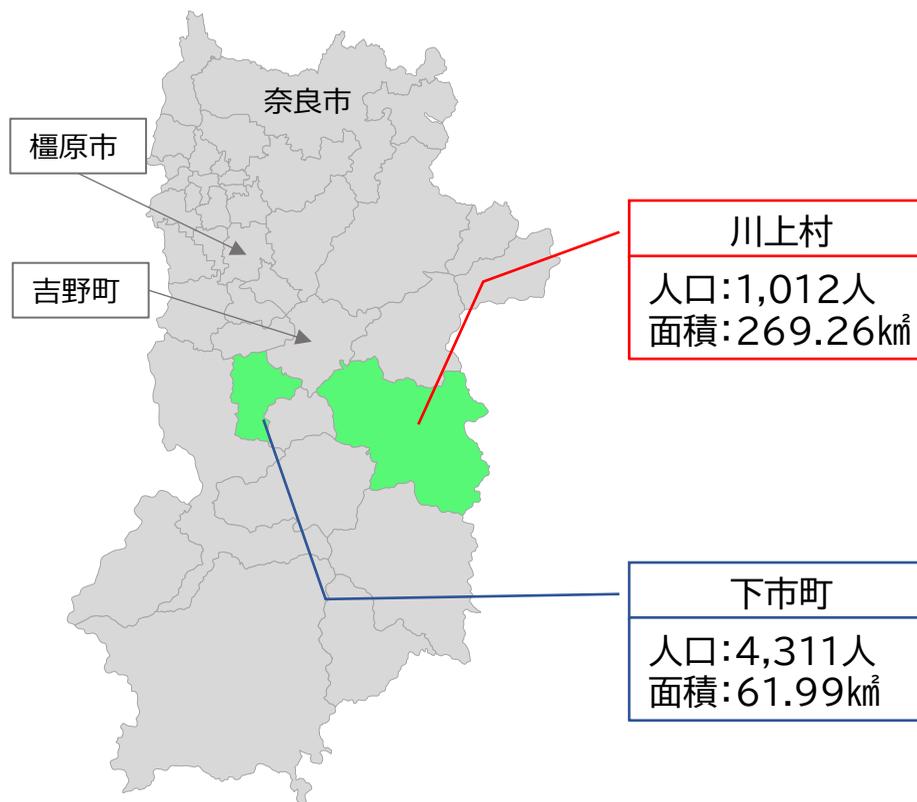


○ならコープ下市町SS

- ガソリンの月間販売量は30KL未満(2024年度全国平均134.6KL)。
川向こうの廉売店(訪問当時156円)とは13円の価格差があるため、売り上げは伸び悩んでおり、ガソリン販売での採算確保は困難な状況。
- 灯油の配達が主な収益源となっており、店頭での販売より販売量が多い。
顧客数は約60件程。

○かわかみライフ かわかみSS

- 燃料油総数量での月間販売量は70~80KL程度。
- ならコープ下市SSと同じ廉売店(道路距離約23km)の影響を受けており、当該SSとは23円の価格差がある。



1-⑤.「新しい枠組み」-SS過疎化対策/SS過当競争対策の両立-

SSは、90年代以降の規制緩和等によりピーク時の半分以下(約6万→約2.7万)となっているが、依然として平時においては生活・経済を支える「社会インフラ」、災害時には「最後の砦」として機能。特に災害時には、地場密着のSSの経営者・従業員の志に基づく貢献、分散備蓄としてのタンク在庫、石油組合の連絡・調整網に頼らざるを得ない。こうした観点からも、引き続きSSネットワークの維持強化は我が国の重要な課題。

【SS過疎化問題】

- 人口減少や競争の激化等により、域内のSSが減少・消滅した自治体が増加。これらの地域における石油製品の安定供給確保は、地域住民の生活・経済活動にとって喫緊の課題。
- SS過疎地域等では、公設民営等の方策で対応する事例も見られる。SSに加えた事業(物販、見回りサービス等)を行う事例もあるが利益は出ず、近隣地域の廉売SSの影響を受けているとの声も存在。

【SS過当競争問題】

- 一方で、安値PB業者等による廉売競争が繰り返され、中小SS業者の経営が悪化。
- とりわけ、近年、大手流通業者が大規模SSを相次いで開業(計量機12基設置(同時給油24台)、月間販売量3,000KL超のSSも存在)。周辺の中小SSは到底太刀打ちすることができず、実際に大型SS所在地域では全国平均に比べてSS廃業が増加。
- 広範囲の中小SSの棄損により災害時における燃料供給、配送機能の維持に支障をきたすおそれ。また分散備蓄の観点からも、大型SSはリスク大。
- また、大型SSの販売するガソリン等は廉価な輸入製品と推測されることから、これが拡大していくことについてエネルギー安全保障の点からも懸念が存在。

⇒このようにSS過当競争問題はSS過疎化問題に影響を及ぼしており、これらを車の両輪の課題として捉え、同時に取り組むことが必要。
⇒また、これらの問題に対してこれまで競争法による対応に加えて、予算面での支援等を講じてもらっているが、そもそも廉売競争を生まない状況やあるいはSS過疎地をこれ以上増やさない状況を作り上げなければ、せつかくの支援も無駄になるおそれ。

SS過疎化対策

- ◆①過疎地域等におけるSSの経営を安定化させる方策を強化するだけでなく、②SS過疎地域をこれ以上増やさないようにする方策を講じる必要
- ◆また、まず自治体の認識向上が必要
- ◆さらにその際、①その他の過疎地対策(生活サービス維持、地域経済振興等)との連携、②当該過疎地の周辺地域との調整等の観点からの取り組みが必要

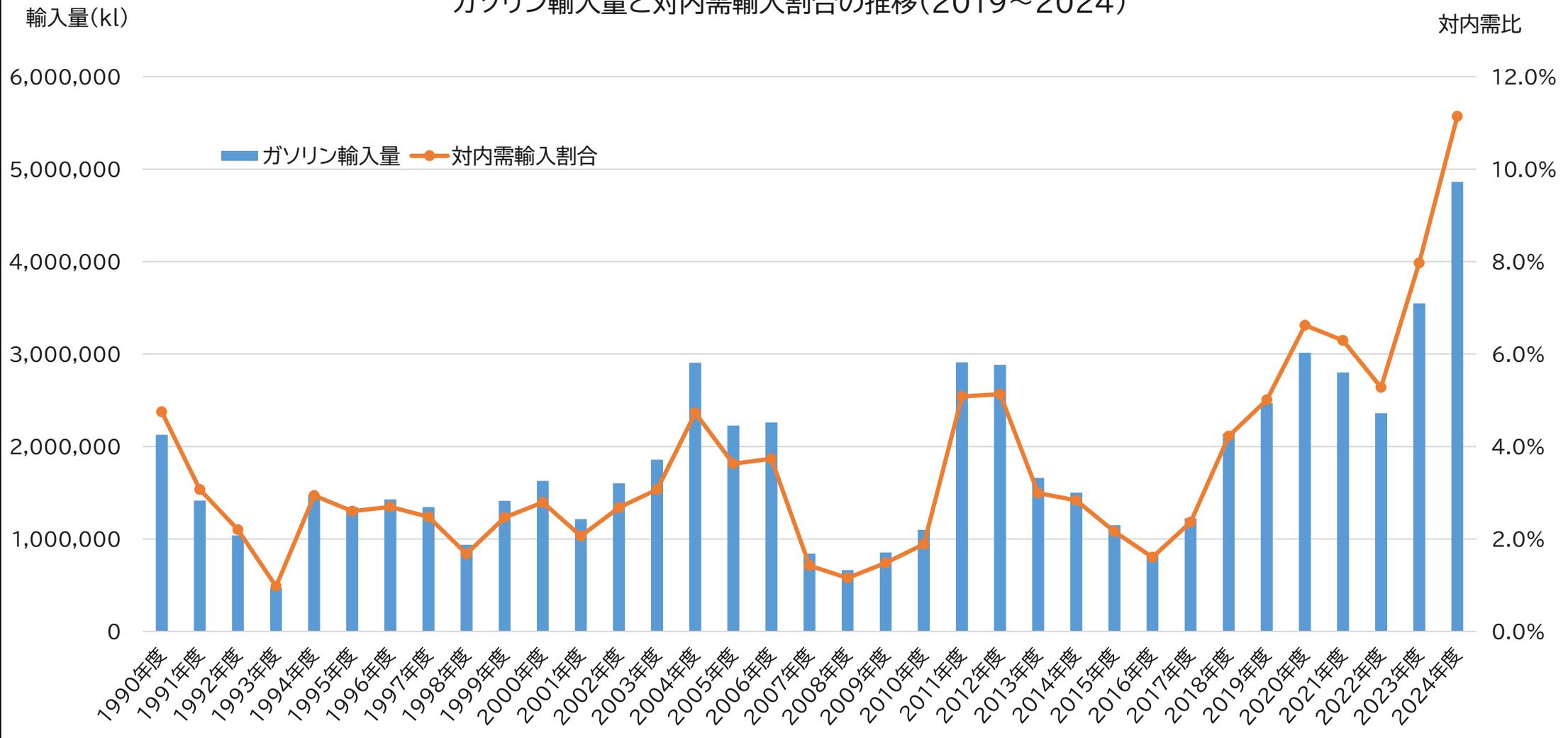
SS過当競争対策

- ◆SSネットワークの維持を短期の消費者利便で捉えるのではなく、人口減少下の社会において、また災害の多発する現状にかんがみ、中長期の国民生活・経済の維持の観点から、中小SSがしっかりとしたマージンを確保できるような対策を講じる必要
- ◆①競争政策による不当廉売の取り締まり強化に加え、②競争制限的措置を一定範囲で設定するような抜本的制度の見直しが必要

1-⑤参考.ガソリン輸入が急増／2024年度はガソリン内需の1割以上

- 2023年度以降、ガソリンの輸入量が急増しており、2024年度にはガソリン内需の1割以上(11.1%)を占めるに至っている。
※2025年度においても4～10月におけるガソリン輸入量は2,979千KLであり、前年同月比(2,392千KL)で25%も増加。
- ガソリン輸入増問題の対応については、エネルギー・経済安全保障の観点からも検討課題として取り組むべきではないか。

ガソリン輸入量と対内需輸入割合の推移(2019～2024)



(出所)資源エネルギー統計

1-⑥.奈良県川上村(SS過疎地)におけるSSの災害対応

2025年3月に奈良県川上村で発生した山林火災において、かわかみらいふSSは24時間体制で緊急車両等への燃料供給を実施。
地域に燃料供給インフラであるSSがあったからこそ、迅速な対応が可能となった。

奈良県川上村 かわかみらいふSS 山林火災の鎮火活動に貢献

24時間体制で燃料供給奔走



消防車へ軽油を供給するかわかみらいふSSスタッフ

SS過疎地で一般社団法人「かわかみらいふ」が運営するかわかみらいふSS（忠エネ系）が、奈良県川上村の山林火災で燃料供給に尽力し、住民の安全・安心確保に貢献した。

3月10日、同村の山林で発生した火災は、約8ヘクタールに燃え広がり、地元や近隣消防などの消火活動の末、12日には完全鎮火が地元自治体により宣言された。この火災による人的災害は確認されていない。

住民拠点SSでもある同SSは、火災発生時から24時間体制で緊急車両への給油を続け、災害時の「最後の砦」としての役割を果たした。

自らも地元消防団員として火災現場で鎮火作業にあたった、かわかみらいふの三宅正記事務局長は、今回の火災対応について「過疎地のSSの必要性を改めて認識した。こうした事態に備えるためにも、支援や助成金制度を活用して、より

継続性のあるSSづくりを目指したい」と話している。

なお、同SSは昨年9月、同地域内で発生した雷により発電ダムが一時機能不能となった際、発電用燃料を供給し、電源確保に貢献している。

出典：2025年3月21日付機関紙「ぜんせき」より

1-⑦.大分市佐賀関におけるSSの災害対応

- 2025年11月18日(火) 大分県大分市佐賀関にて大規模な火災が発生。焼失範囲は4.9haに及び、180棟以上が被害を受けた。12月4日鎮火。
- 佐賀関地区は大分市東端の半島の過疎地域。火災現場近傍に所在する狭間石油・佐賀関SSが唯一の給油所(次のSSまで約10km)。
- 18日21時頃、大分市消防局東消防署からの燃料供給要請を受けた同SSは、消防車両等に対する燃料供給を徹夜で実施した。その後も、緊急車両への即応体制を継続し、消火活動を支援した。



火災現場の状況(大分石油提供)



消防車両に給油を行う狭間石油・佐賀関SSのスタッフ(2025年11月20日撮影)／同社提供

2.災害協定と官公需の一体化について

2-①.SSによる災害時燃料供給

能登半島地震 〈2024年1月〉



大阪府から災害応援に来ている消防車両に給油
(2024.1.2撮影/穴水町の中核SS)



移動電源車用の軽油をドラム缶に注油するスタッフ
(2024.1.6撮影/輪島・珠洲地区)



19日ぶりに営業再開した銭湯にA重油を供給
(2024.1.30撮影/珠洲市)

出雲市日御碕・道路崩落による住民孤立 〈2024年7月〉



孤立地区まで迂回路を通して
ガソリン携行缶を運ぶ関係者



孤立地区内に設置された簡易給油
所で住民の車に給油するSS事業者

島根県出雲市の半島西端に位置する日御碕地区において、大雨で道路が崩落し、住民が一時孤立状態となる。地元SS事業者は自治体・消防と協力し、携行缶での運搬・給油による燃料供給活動を実施。

岩手県大船渡市山林火災 〈2025年2月〉



消火活動の前線基地となった綾里小学校
にて消防車両への燃料供給のため待機



隣接する住田町のSSには、応援派遣の
消防車両が多く訪れ燃料供給対応した。

大船渡市で発生した山林火災において、地元SS事業者は即座に消火活動前線に駆け付け、夜通し消防車両への燃料供給を行った。さらに、避難所の暖房用燃料を速やかに配送。また、近隣市町村のSSは他県から応援派遣で集まる消防車両への給油を行った。

2-②.自治体等と石油組合との災害協定

自治体と石油組合との災害時燃料供給協定

□ 国および地方自治体等が石油組合と締結している災害時の燃料供給に関する協定は2025年9月時点で計 **846** にのぼる。

国等の機関	地方自治体（計:721）								
	都道府県	政令市	特別区	市	町	村	消防	警察	その他 (公社・外郭団体等)
125	47	15	15	347	225	17	23	17	15

※1:全石連が実施した各石油組合へのアンケート調査の結果より
 ※2:災害時の帰宅困難者支援に関する協定も含む

災害時を想定した訓練研修の実施

- 全国の石油組合では、災害時を想定した緊急車両に対する「実地訓練研修」や、自治体が実施する「総合防災訓練」への参加等により、災害対応能力の強化に積極的に取り組んでいる
- 2023年度参加実績:災害時対応実地訓練にはSS経営者・従業員を中心に719名が参加、自家発電機点検研修を1,594SS(発電機:1,641台)で実施



災害派遣艦艇への燃料供給訓練
(富山県射水市/2019.9.28)



臨時SSによる自衛隊車両への燃料供給
訓練(島根県安来市/2023.10.29)



緊急車両への燃料供給訓練
(福岡県小郡市/2023.10.30)



緊急車両への燃料供給訓練
(広島県尾道市/2022.11.7)

2-③.災害協定と官公需の一体化について

災害協定と官公需の一体化について

- ▶ 災害協定の実効性を確保するために、自治体と石油組合との日頃からの関係構築が重要である。平時からの官公需契約があつてこそ、SSは「最後の砦」としての機能を発揮できるため、**災害協定と官公需の一体化**が求められる。

災害対応において平時からの官公需が重要な理由

(1)自治体とSS事業者との連携がスムーズとなる

- 平時からの取引で自治体と石油組合との関係が構築されていれば、災害時にもスムーズな燃料供給要請が可能。
- また、組合員SSの所在地や各SSが有している設備、配送可能なSS等の情報が自治体に蓄積されるので、迅速な初動対応が可能。

(2)平時のスキームを活用した円滑な燃料供給が可能。

- 避難所や病院等に燃料配送する場合には事前に下記の情報が必要となる。平時からの取引実績があれば既に把握しているため、自治体と石油組合の双方で確認の手間を省略することができるため、円滑な燃料供給が可能となる。
(過去の災害対応では、供給先施設に対する確認に時間を要してしまい、ボトルネックとなった事例もあった)
 - ・油種
 - ・搬入ルートおよびタンク設置場所
 - ・タンク結合部の口径
- 供給先に平時から納入している組合員が配送することで、迅速に燃料供給体制を構築することができる。

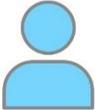
個別事業者ではなく、石油組合との契約が重要な理由

- ▶ 個別事業者との契約では、当該事業者の被災や在庫の不足、道路寸断等により災害対応が不可能となるリスクが大きい。
- ▶ 石油組合との契約であれば、各地域に広がる組合員のSSネットワークを活用することができる。複数のSSでリスクを分散協力して対応に当たることでリスクを分散させることができる。

2-④.災害協定と官公需の「いいとこ取り」の問題について

「いいとこ取り」の問題

- ▶ 平時は競争入札により低廉な価格で県外事業者等と契約するが、災害時に契約している県外事業者等が対応不可となり、災害協定を締結している石油組合に要請し、地元組合員が対応する事態が発生。**災害協定と官公需の「いいとこ取り」**といえるのではないか。
- 過去の災害時にも、被災地の自治体が平時より契約していた**県外事業者からの燃料供給を受けられなくなり、地元石油組合が燃料供給要請を受けた**。地元組合員は辛うじて被害を免れた設備・ローリーでSS営業や避難所等への燃料配送等に尽力した。また、元売からの供給も不安定な中、他県の組合所属事業者も可能な限り支援を行った。しかし、災害対応および復旧対応に一区切りがつき**平時に戻ると、当該自治体は県外事業者からの調達を再開し、災害対応した石油組合や地元事業者と契約することはなかった**。

	平時	災害時	
県外事業者 	契約 	道路寸断等により燃料供給が不可能になるリスク有 	<u>平時の契約によるメリットを収受</u>
地元石油組合員 	なし	自らが被災しながらも ・地域住民のために営業継続 ・災害協定に基づき燃料供給 	<u>契約がなくとも、災害対応に尽力</u>
自治体 	低価格で調達するために、広範囲の事業者間での競争入札を実施。	平時に契約している事業者が供給不可となっても、災害協定により地元事業者から燃料供給を受けられる。	<u>平時には低価格で調達しながら災害時の燃料供給も受けられる</u> 災害協定と官公需の「いいとこ取り」

2-⑤.災害協定と官公需の一体化における課題

- ▶ 全石連が各石油組合を対象に行ったアンケート調査から、石油組合が災害協定と官公需の一体化に向けて各種機関に説明・交渉するも、様々な要因によって災害協定と官公需の一体化が進まない事例があることが分かった。

※1.アンケートへの回答より引用(適宜表現を改めた)
※2.()内は交渉先の区分

■災害協定と官公需の一体化への無理解

- 病院等の各施設が、「平時に地元事業者と契約していなくても、災害時は自治体に要請すれば燃料供給を受けられるだろう」との誤った認識を持っている。実際に各施設への燃料配送を担うのは地元のSS事業者だが、平時からの契約がないと施設の詳細も分からないので、災害対応は困難である。(国立大学病院、県立病院)
- 組合との契約を求めたところ、「随意契約にすれば、入札による調達と大きな価格差が生じる。それを市民に説明して納得してもらえだけの材料を揃えて出直して来るように」と断られた。また、災害対応について説明するも、「有事の際もおたく(石油組合)は頼らない。今の契約先に助けてもらうから大丈夫だ」と協議を打ち切られた。(市町村)

■財務規則に反する、前例がない、担当者レベルでは判断できない、等の理由から固辞

- 度重なる要請を行ってきたが、「当県の機関で石油組合と随意契約した前例がない」と断られてきた。(都道府県の機関)
- これまで公平・公正の原則から競争入札を固持してきた機関に「国等の契約の基本方針」について説明したところ、今度は「当局だけが先行するわけにはいかない」と断られた。(地方自治体)
- 国の出先機関や県の部局に要請したが、会計令や県の財務規則等を理由に受け入れてもらえない。(国の機関、都道府県)
- 説明した担当者からは、「病院単位の判断に委ねられるのはハードルが高い」と言われた。「(病院を運営する)本部より指導があれば現場としては判断しやすい」と言われた。(国等の機関が運営する病院)

■予算の問題から、経済性を優先せざるを得ない状況にある

- 病院経営が厳しいことを理由に、「コスト削減のため、競争入札による調達以外は考えられない」と言われてしまい、協議がそれ以上進まない。(国等の機関が運営する病院)
- 県内の平均価格での契約が可能であると説明しても、「予算が限られており、県内平均価格では契約できない。可能な限り低価格の調達となるよう競争入札にするしかない」と返された。(国の機関、地方自治体)

2-⑥. 災害協定と官公需の一体化の実現に向けた要望事項

◆各自治体において、災害協定と官公需の一体化を実現するために、国として以下の施策を講じることを要望する。

1. 災害協定と官公需が一体化した燃料調達を国が率先して実行することで地方自治体に模範を示す

- 国は「中小企業者に対する国等の契約の基本方針」を定めるだけでなく、**実際に自らの調達において地元石油組合を積極的に活用することにより、災害協定と官公需の一体化について地方自治体に模範を示すことが有効である。**
- 自治体に対して呼び掛けるだけでなく、中央省庁をはじめ各地に所在する出先機関が、率先して地元石油組合との官公需契約を行うことで、自治体としても後追いしやすくなる。

2. 自治体が災害対応を考慮した燃料調達を行えるよう国からの予算支援

- 目先の経済性だけを追求するのではなく、災害時に備えて平時から石油組合と官公需契約が行えるよう自治体の**官公需に対して予算支援を実施。**

3. 自治体が石油組合との随意契約を結ぶことに問題性はないことを明確化

- 石油組合をはじめとした事業協同組合との随意契約は、**国の方針に基づく適切な調達であり、国の「予算決算及び会計令」および「地方自治法施行令」には違反しないことを明確に示して、自治体の取り組みを後押しすべき。**
- 自治体の担当者は、財務規則への違反やオンブズマンからの指摘を懸念して、経済性優先の調達を変えることができないでいる。

4. 燃料調達に関する官民連絡会議の設置

- 南海トラフ地震をはじめ大規模災害が想定される中、災害協定と官公需の一体化は喫緊の課題であるが、自治体の判断に委ねていでは、地域差が生じてしまい全国的な災害対策を図ることはできない。
- 資源エネルギー庁、地方経産局、中小企業庁、総務省等が主体となって、**災害時燃料供給と燃料調達に関する官民連絡会議を設置して、災害協定と官公需の一体化に向けて、自治体と石油組合が連携して取り組む体制作りが必要。**